



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年5月14日金曜日 第2166号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

地籍調査の成果の認証.....	356
農業委員会交付金等交付規程の一部改正.....	356
肥料登録有効期間の更新.....	358
解除予定保安林にする旨の通知.....	358
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	359
基本測量の実施の通知（2件）.....	359
土地改良区役員の就退任の届出（4件）.....	359
土地改良区の定款変更の認可.....	360
土地改良事業の工事完了の届出（2件）.....	360
土地改良区役員の就退任の届出（6件）.....	361
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	363
土地改良区の定款変更の認可.....	363
道路の供用開始（県道佐田岬三崎線）.....	363
道路の供用開始（県道小田柳谷線）.....	364

#### 教育委員会公告

平成23年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について... 364

#### 人事委員会公告

平成22年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告..... 365

### 告 示

#### ○愛媛県告示第571号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第

#### ○愛媛県告示第572号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

平成22年5月14日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
（交付金等交付対象経費及び補助率等）			（交付金等交付対象経費及び補助率等）		
第2条 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。			第2条 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。		
(1) 交付金			(1) 交付金		
区分	経費	交付基準	区分	経費	交付基準
農業委員会に要する経費	組織に要する経費（委員手当、職員設置費及び農地調査・農地基本台帳整備費をいう_____。）	省略	農業委員会に要する経費	組織に要する経費（委員手当、職員設置費及び農地調査・農地基本台帳整備費をいう。第3項第1号において同じ。）	省略
(2) 負担金			(2) 負担金		
区分	経費	負担率	区分	経費	負担率

県農業 会議に 要する 経費	組織に要する経費（会議員手当、職員給与費及び法定福利費をいう。第3項において同じ。）	省略
-------------------------	--	----

(3) 補助金

区 分	経 費	補助率又は 補助金額
省略		

2 省略

3 県農業会議に要する経費のうち、組織に要する経費及び業務に要する経費は、相互に流用してはならない。

様式第2号の(1) (第3条関係)

事業計画書

1～4 省略

5 省略

様式第3号の(1) (第3条関係)

収支予算書

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交 付金等交付額	備考
1～3 省略	省略		
省略			

様式第8号の(1) (第8条関係)

事業実績書

1～3 省略

県農業 会議に 要する 経費	組織に要する経費（会議員手当、職員給与費及び法定福利費をいう。第3項第2号において同じ。）	省略
-------------------------	---	----

(3) 補助金

区 分	経 費	補助率又は 補助金額
農業委員 会に 要する 経費	農地調整事務処理事業（農地等利用関係紛争処理事業及び農地等利用関係適正化事業をいう。以下同じ。）及び標準小作料改訂事業に要する経費	当該経費の10分の10以内
省略		

2 省略

3 次に掲げる経費の流用は、してはならない。

(1) 農業委員会に要する経費のうち、組織に要する経費、農地調整事務処理事業に要する経費及び標準小作料改訂事業に要する経費の相互流用

(2) 県農業会議に要する経費のうち、組織に要する経費及び業務に要する経費の相互流用

様式第2号の(1) (第3条関係)

事業計画書

1～4 省略

5 農地調整事務処理事業

和解の仲介処理見込件数 \_\_\_\_\_ 件

6 標準小作料改訂事業

(1) 農地の区分見込数

(2) うち改訂作業を行うもの見込数

7 省略

様式第3号の(1) (第3条関係)

収支予算書

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交 付金等交付額	備考
1～3 省略	省略		
4 業務費			
(1) 農地調整事務処理事業費			
(2) 標準小作料改訂事業費			
省略			

様式第8号の(1) (第8条関係)

事業実績書

1～3 省略

4 農地調整事務処理事業

(1) 和解の仲介処理件数 \_\_\_\_\_ 件

(2) 対成立件数 \_\_\_\_\_ 件

(3) 仲介延べ回数 \_\_\_\_\_ 回

(4) 報告農業生産法人数 \_\_\_\_\_ 法人

4 経費関係

区 分			実 績
省略			
計	市町実績額	(A) + (B) + (C)	省略
	県費交付金等交付額	(イ) + (ロ) + (ハ)	省略

5 省略

様式第9号の(1) (第8条関係)

収 支 精 算 書

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	備考
1 ~ 3 省略			
省略			

- (5) 勧告を行つた農業生産法人数 法人
- (6) 立入調査を行つた農業生産法人数 法人
- (7) 小作料減額勧告件数 件
- (8) 農地利用調整打合せ会出席延べ人数 人

5 標準小作料改訂事業

- (1) 農地の区分数
- (2) うち改訂作業を行つたものの数

6 経費関係

区 分			実 績
省略			
業務費	農地調整事務処理事業費	市 町 実 績 額	円
		うち和解の仲介に要した額	円
		県費補助金交付額	円
		うち和解の仲介に要した額	円
	標準小作料改訂事業費	市 町 実 績 額	円
		県費補助金交付額	円
	合 計	市 町 実 績 額 (D)	円
		県費補助金交付額 (二)	円
計	市町実績額	(A) + (B) + (C) + (D)	省略
	県費交付金等交付額	(イ) + (ロ) + (ハ) + (二)	省略

7 省略

様式第9号の(1) (第8条関係)

収 支 精 算 書

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	備考
1 ~ 3 省略			
4 業 務 費			
(1) 農地調整事務処理事業費			
(2) 標準小作料改訂事業費			
省略			

○愛媛県告示第573号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成22年 5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成28年5月3日	愛媛県第935号	炭酸カルシウム肥料	くみあい苦土炭酸石灰松号	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第574号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所  
東温市松瀬川字渋谷乙1202の10（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 解除の理由  
電気工作物施設用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所

東温市松瀬川字渋谷乙1202の10（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由

電気工作物施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び東温市役所に  
備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第575号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年 5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出事項

（南予地方局産業経済部八幡浜支局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西宇和郡伊方町二見乙348 古 田 宇佐彦	西宇和郡伊方町二見乙961 - 5 道 元 伊勢夫	西宇和郡伊方町二見乙977 岩 井 泰 政	町 見	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成22年 5月14日から同年 5月28日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局産業経済部 八幡浜支局管内の加入区	南予地方局産業経済部 八幡浜支局水産課
---------------------------	------------------------

○愛媛県告示第576号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 2 作業期間 平成22年 5月14日から  
平成23年 3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県内全域

○愛媛県告示第577号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成業務）
- 2 作業期間 平成22年 5月14日から  
平成23年 3月22日まで
- 3 作業地域 松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町

○愛媛県告示第578号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、

四国中央市土居町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 5月14日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	真 鍋 久 繁	四国中央市土居町上野3698
"	鈴 木 博 美	四国中央市土居町北野2240
"	星 田 脩	四国中央市土居町土居1678
"	加 藤 弘 明	四国中央市土居町中村1442
"	中 川 幸 夫	四国中央市土居町小林1642
"	大 田 徹 雄	四国中央市土居町藤原4 - 141
"	村 上 勝 正	四国中央市土居町津根1722 - 1
"	谷 比 呂 司	四国中央市川之江町2751 - 10
"	山 中 孝	四国中央市土居町天満587
"	保 子 元 市	四国中央市土居町蕪崎2553
監 事	井 上 宣 尚	四国中央市土居町上野3614
"	真 鍋 義 孝	四国中央市土居町北野38
"	苅 田 耕 一	四国中央市土居町中村1003

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	真 鍋 久 繁	四国中央市土居町上野3698
"	真 鍋 吉 光	四国中央市土居町北野2940
"	星 田 脩	四国中央市土居町土居1678
"	苅 田 厳 之	四国中央市土居町中村1003

"	中 川 幸 夫	四国中央市土居町小林1642
"	大 田 徹 雄	四国中央市土居町藤原 4 - 141
"	村 上 勝 正	四国中央市土居町津根1722 - 1
"	安 藤 亮 一	四国中央市土居町中村1857
"	山 中 孝	四国中央市土居町天満587
"	保 子 元 市	四国中央市土居町蕪崎2553
監 事	鈴 木 敏 正	四国中央市土居町野田甲266
"	岸 森 光 男	四国中央市土居町天満2659
"	寺 尾 則 雄	四国中央市土居町入野907

"	一 色 力 彌	西条市三津屋南 2 番29
"	一 色 実	西条市三津屋 8 番地 3
"	一 色 和 成	西条市三津屋370番地
監 事	頼 木 勇 二	西条市周布367番地 2
"	一 色 英 雄	西条市三津屋79番地 5

○愛媛県告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市大生院土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 5月14日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 辺 文 隆	新居浜市大生院1011

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 口 敦	新居浜市大生院1099 - 3

○愛媛県告示第580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市三津屋土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 5月14日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 原 一 雄	西条市三津屋南12番 7
"	石 原 尚	西条市三津屋395番地
"	高 山 晶 徳	西条市三津屋122番地
"	一 色 力 彌	西条市三津屋南 2 番29
"	一 色 実	西条市三津屋 8 番地 3
"	一 色 和 成	西条市三津屋370番地
監 事	頼 木 勇 二	西条市周布367番地 2
"	一 色 英 雄	西条市三津屋79番地 5

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 原 一 雄	西条市三津屋南12番 7
"	石 原 尚	西条市三津屋395番地
"	高 山 晶 徳	西条市三津屋122番地

○愛媛県告示第581号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市明理川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 5月14日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秋 川 多 功	西条市明理川152番地
"	一 色 正 喜	西条市明理川288番地 2
"	秋 川 久 男	西条市明理川286番地 2
"	一 色 雅 典	西条市明理川182番地
"	石 原 保 志	西条市明理川171番地
監 事	石 原 浩	西条市明理川163番地 2
"	秋 川 和 久	西条市明理川281番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秋 川 多 功	西条市明理川152番地
"	一 色 正 喜	西条市明理川288番地 2
"	秋 川 久 男	西条市明理川286番地 2
"	一 色 雅 典	西条市明理川182番地
"	秋 川 信 二	西条市明理川197番地
監 事	石 原 保 志	西条市明理川171番地
"	石 原 浩	西条市明理川163番地 2

○愛媛県告示第582号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、新居浜市旦之上土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年 5月14日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により、西条市大町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 5月14日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	明神木地区	平成22年 3月26日

○愛媛県告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、西条市庄内土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 5月14日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	庄内地区	平成22年 3月29日

○愛媛県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市垣生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 5月14日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 矢 孝 一	松山市西垣生町447番地 1
"	中 矢 幸 晴	松山市西垣生町1445番地 2
"	八 塚 俊 男	松山市西垣生町679番地 1
"	中 矢 俊 一	松山市西垣生町1298番地
"	武 市 敏 治	松山市東垣生町170番地 1
"	土 屋 勝 重	松山市東垣生町637番地
"	土 屋 孝 雄	松山市東垣生町516番地
"	大 原 久 直	松山市西垣生町1713番地 8
監 事	秀 野 俊之助	松山市東垣生町552番地
"	忽 那 清	松山市東垣生町836番地 5
"	中 矢 和 幸	松山市西垣生町1289番地
"	中 矢 米 和	松山市西垣生町1577番地
"	廣 田 友 作	松山市西垣生町1236番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 矢 孝 一	松山市西垣生町447番地 1
"	中 矢 幸 晴	松山市西垣生町1445番地 2
"	八 塚 俊 男	松山市西垣生町679番地 1
"	中 矢 俊 一	松山市西垣生町1298番地
"	武 市 敏 治	松山市東垣生町170番地 1
"	土 川 貢	松山市東垣生町605番地
"	中 矢 利 親	松山市西垣生町1416番地
"	河 合 正 純	松山市東垣生町563番地
監 事	秀 野 俊之助	松山市東垣生町552番地
"	忽 那 清	松山市東垣生町836番地 5
"	中 矢 和 幸	松山市西垣生町1289番地
"	中 矢 米 和	松山市西垣生町1577番地
"	廣 田 友 作	松山市西垣生町1236番地 1

○愛媛県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 5月14日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	能 田 清 志	松山市吉藤五丁目1131番地 2
"	門 屋 藏	松山市吉藤二丁目18番15号
"	門 屋 早 人	松山市吉藤五丁目21番33号
"	白 石 修 一	松山市吉藤五丁目 4 番 8 号
"	田 房 賢 三	松山市吉藤五丁目10番33号
"	玉 井 義 一	松山市吉藤五丁目 8 番10号
"	能 田 陣太郎	松山市吉藤五丁目1130番地 1
"	白 石 良 男	松山市吉藤五丁目15番40号
"	能 田 光 春	松山市吉藤五丁目1129番地
"	野 本 敏 昭	松山市吉藤五丁目20番66号
"	野 本 幸 忠	松山市吉藤五丁目1564番地
"	光 峰 利 武	松山市吉藤五丁目 9 番 2 号
"	光 峰 早 教	松山市吉藤一丁目 4 番 6 号
"	野 本 幸 廣	松山市吉藤五丁目 9 番 4 号
"	藤 野 進	松山市吉藤五丁目15番 1 号
"	藤 村 純 徳	松山市吉藤二丁目 6 番33号
"	藤 原 竹 雄	松山市吉藤五丁目10番48号
"	松 岡 温	松山市吉藤五丁目1235番地
"	吉 川 庄 一	松山市吉藤二丁目 5 番24号
"	野 本 恭 志	松山市吉藤五丁目20番46号
監 事	門 屋 勤	松山市吉藤一丁目 3 番17号
"	藤 原 克 行	松山市吉藤五丁目18番24号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	二 神 政 志	松山市吉藤五丁目11番 1 号
"	白 石 正 彦	松山市吉藤四丁目 5 番59号
"	門 屋 勤	松山市吉藤一丁目 3 番17号
"	森 和 範	松山市吉藤五丁目18番21号
"	田 房 昭 男	松山市吉藤五丁目 1 番12号
"	白 石 信 昭	松山市吉藤五丁目1233番地
"	玉 井 伊 織	松山市吉藤五丁目10番10号
"	白 石 良 男	松山市吉藤五丁目15番40号
"	白 石 忠 雄	松山市吉藤五丁目1234番地
"	能 田 清 志	松山市吉藤五丁目1131番地 2
"	石 橋 秀 通	松山市吉藤五丁目1088番地
"	光 峰 利 武	松山市吉藤五丁目 9 番 2 号
"	光 峰 早 教	松山市吉藤一丁目 4 番 6 号
"	門 屋 克 典	松山市吉藤二丁目18番17号
"	野 本 文 雄	松山市吉藤五丁目22番 4 号
"	野 本 和 男	松山市吉藤一丁目 4 番21号
"	藤 村 英 勝	松山市吉藤二丁目13番11号
"	森 禎 郎	松山市吉藤五丁目10番26号
"	野 本 敏 武	松山市吉藤五丁目1563番地

〃	野 本 恭 志	松山市吉藤五丁目20番46号
監 事	藤 原 英 助	松山市吉藤五丁目 9 番35号
〃	藤 原 克 行	松山市吉藤五丁目18番24号

〃	野 間 壽 雄	松山市東石井四丁目10番 7号
〃	明 智 安 巳	松山市東石井五丁目 9 番43号
監 事	竹 政 省 三	松山市東石井五丁目 5 番 5号
〃	明 智 敏 昭	松山市東石井五丁目 5 番 2号

○愛媛県告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市市坪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 5月14日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 省 二	松山市市坪南二丁目 8 番 1号
〃	本 田 敏 郎	松山市市坪南二丁目12番 1号
〃	本 田 孝 志	松山市市坪南二丁目15番29号
〃	池 内 功	松山市市坪南二丁目 2 番 3号
〃	安 永 熙	松山市市坪北二丁目 5 番10号
〃	梶 川 重 信	松山市市坪北一丁目 6 番 7号
〃	池 内 清	松山市市坪南二丁目 6 番19号
監 事	本 田 英志郎	松山市市坪南二丁目11番10号
〃	渡 部 昭 三	松山市市坪北二丁目 5 番29号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 省 二	松山市市坪南二丁目 8 番 1号
〃	本 田 敏 郎	松山市市坪南二丁目12番 1号
〃	本 田 孝 志	松山市市坪南二丁目15番29号
〃	本 田 英志郎	松山市市坪南二丁目11番10号
〃	安 永 熙	松山市市坪北二丁目 5 番10号
〃	本 田 昌 生	松山市市坪南一丁目 5 番20号
〃	池 内 清	松山市市坪南二丁目 6 番19号
監 事	池 田 良 三	松山市市坪南一丁目 3 番21号
〃	本 田 博	松山市市坪南一丁目 4 番 7号

○愛媛県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市東石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 5月14日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 郷 常 男	松山市東石井四丁目10番30号
〃	竹 政 文 夫	松山市東石井五丁目 4 番 5号
〃	宮 内 公 正	松山市東石井四丁目11番20号
〃	野 間 厚	松山市東石井六丁目12番 5号
〃	明 知 堂 博	松山市東石井五丁目 4 番 7号
〃	清 水 潔	松山市東石井六丁目15番 2号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 郷 常 男	松山市東石井四丁目10番30号
〃	竹 政 文 夫	松山市東石井五丁目 4 番 5号
〃	宮 内 公 正	松山市東石井四丁目11番20号
〃	野 間 厚	松山市東石井六丁目12番 5号
〃	竹 政 省 三	松山市東石井五丁目 5 番 5号
〃	清 水 潔	松山市東石井六丁目15番 2号
〃	野 間 壽 雄	松山市東石井四丁目10番 7号
〃	明 智 安 巳	松山市東石井五丁目 9 番43号
監 事	明 知 堂 博	松山市東石井五丁目 4 番 7号
〃	明 智 敏 昭	松山市東石井五丁目 5 番 2号

○愛媛県告示第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市南高井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 5月14日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 本 兼 弘	松山市南高井町851番地
〃	相 原 金 吾	松山市南高井町232番地 2
〃	相 原 修 由	松山市南高井町1298番地
〃	河 原 忠 則	松山市南高井町1650番地 2
〃	天 野 利 行	松山市南高井町1567番地 2
〃	安 川 敬 三	松山市南高井町675番地
〃	井 門 裕 昭	松山市南高井町795番地 1
監 事	井 門 徹	松山市南高井町812番地 2
〃	石 丸 仁 志	松山市南高井町801番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 本 兼 弘	松山市南高井町851番地
〃	相 原 金 吾	松山市南高井町232番地 2
〃	相 原 修 由	松山市南高井町1298番地
〃	河 原 忠 則	松山市南高井町1650番地 2
〃	天 野 恵	松山市南高井町1586番地 2
〃	安 川 敬 三	松山市南高井町675番地
〃	井 門 裕 昭	松山市南高井町795番地 1
監 事	井 門 徹	松山市南高井町812番地 2
〃	石 丸 仁 志	松山市南高井町801番地

○愛媛県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 5月14日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 所 道	松山市西長戸町乙1021番地
"	渡 部 隆 之	松山市西長戸町840番地
"	井手内 正 史	松山市西長戸町110番地 1
"	田 所 章 二	松山市西長戸町300番地
"	松 岡 英 樹	松山市西長戸町718番地
"	夏 井 盈 雄	松山市西長戸町850番地 1
"	森 田 時 寛	松山市西長戸町875番地
"	森 田 敏 朗	松山市西長戸町854番地
"	森 田 真 平	松山市船ヶ谷町233番地

監 事	渡 部 澄 雄	松山市西長戸町310番地
"	森 田 正 泰	松山市西長戸町865番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 所 道	松山市西長戸町乙1021番地
"	森 田 正 泰	松山市西長戸町865番地
"	井手内 正 史	松山市西長戸町110番地 1
"	田 所 章 二	松山市西長戸町300番地
"	松 岡 英 樹	松山市西長戸町718番地
"	夏 井 盈 雄	松山市西長戸町850番地 1
"	渡 部 澄 雄	松山市西長戸町310番地
"	森 田 敏 朗	松山市西長戸町854番地
"	坂 本 善 治	松山市船ヶ谷町220番地
監 事	二 神 和 王	松山市西長戸町855番地
"	森 田 時 寛	松山市西長戸町875番地

○愛媛県告示第591号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 5月14日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第7号 平成22年 4月27日	伊予郡松前町大字上高柳字川向348番10	伊予郡松前町大字西古泉579番地12 横 山 正 雄

○愛媛県告示第592号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 5月14日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第8号 平成22年 4月30日	伊予市下三谷字稲村2929番 1	伊予郡松前町大字西古泉285番地 1 有限会社アットホーム

○愛媛県告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、瀬戸町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年 5月14日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

○愛媛県告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行



道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町三崎4964番3から 同町三崎4957番2まで	平成22年 5 月14日

○愛媛県告示第595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	小田柳谷線	喜多郡内子町本川3736番5から 同町本川3738番3まで	平成22年 5 月14日

教育委員会公告

○公 告

平成23年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

平成23年度の愛媛県立高等学校及び愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を次のとおり定めた。

平成22年 5 月14日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

1 愛媛県立高等学校の入学者の選抜

(1) 学力検査の出題範囲

中学校学習指導要領（平成10年12月文部省告示第176号）に示されている各教科の目標及び内容並びに平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成20年6月文部科学省告示第99号）4(1)及び(2)並びに5(4)の規定により平成22年度の第3学年の数学及び理科において指導する内容に則し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

区 分	一般入学者選抜	推薦入学者選抜	定時制の課程の第2次募集
学力検査等の期日	平成23年 3 月 9 日（水）及び同月10日（木）	平成23年 2 月 8 日（火）	平成23年 4 月 4 日（月）
合格者の発表の日	平成23年 3 月18 日（金）	平成23年 3 月18 日（金）	平成23年 4 月 5 日（火）

(3) 通信制の課程及び専攻科

(1)及び(2)の規定にかかわらず、愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

2 愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜

(1) 学力検査の出題範囲

ア 本科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成11年3月

文部省告示第61号）に示されている中学部の各教科の目標及び内容並びに視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（平成21年3月文部科学省告示第39号）第2(3)の規定により平成22年度の第3学年の数学及び理科において指導する内容に則し、基本的事項について出題する。

イ 専攻科

特別支援学校高等部学習指導要領（平成11年3月文部省告示第62号）に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

学力検査等の期日	平成23年 3 月 4 日（金）
合格者の発表の日	平成23年 3 月22日（火）

3 愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜

(1) 学力検査の出題範囲

中学校学習指導要領（平成10年12月文部省告示第176号）に示されている各教科の目標及び内容並びに平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成20年6月文部科学省告示第99号）4(1)及び(2)並びに5(4)の規定により平成22年度の第3学年の数学及び理科において指導する内容に則し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

## 人事委員会公告

## ○愛媛県人事委員会公告第3号

## 平成22年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告

平成22年 5月14日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒 790 - 8570

電話（089）912 - 2826

愛媛県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/>

平成22年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験を次のとおり行います。

## 1 受付期間

## (1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成22年 5月17日（月）から 6月4日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

## (2) インターネットを利用して申し込む場合

平成22年 5月18日（火）から 5月27日（木）までに届いたものに限り、受け付けます。

## 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	32人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
学校事務	11人程度	県立学校又は公立小・中学校に勤務し、学校事務に従事します。
警察事務	4人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。
総合土木	5人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工管理等の業務に従事します。
建築	3人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工管理等の業務に従事します。
農業	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業生産技術・農業経営・農村生活に関する普及指導、農業に関する試験研究等の業務に従事します。
林業	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、森林整備の推進、治山林道事業、森林・林業に関する試験研究等の業務に従事します。
水産	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、水産業の振興、水産技術の普及指導、水産に関する試験研究等の業務に従事します。
化学	2人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
薬剤師	5人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
児童自立支援専門員	1人程度	知事部局の本庁又は児童自立支援施設等の地方機関に勤務し、児童が健全な社会生活を営むための自立支援や学習指導等の業務に従事します。
鑑識（機械）	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、機械に関する鑑識業務に従事します。

## 3 受験資格

## (1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和56年 4月2日から平成元年 4月1日までに生まれた者

イ 平成元年 4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成23年 3月末日までに大学等を卒業する見込みの者

## (2) 日本の国籍を有する者

## (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

## (4) 薬剤師及び児童自立支援専門員については、次に該当する者

試験区分	受 験 資 格
薬 剤 師	薬剤師の免許を有する者又は平成23年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
児 童 自 立 支 援 専 門 員	児童自立支援専門員の資格を有する者又は平成23年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	50点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分)
	専門試験	40点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。(択一式40題、解答時間2時間) なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口述試験	290点	人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。
	作文試験	50点	公務員として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

(2) 第1次試験合格者は、教養試験と専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、専門試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	試験区分	試験会場	合格発表
第1次試験	平成22年6月27日 (日曜日) 午前9時から 午後3時まで { 午前 教養試験 } { 午後 専門試験 }	行政事務	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号)	平成22年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
		学校事務		
		警察事務		
		総合土木	松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地)	
		建築		
		農業		
		林業		
		水産		
		化学		
		薬剤師		
児童自立支援専門員				
鑑識(機械)				

試験会場が松山東高等学校の受験者は、試験当日、上履き(スリッパなど)・下履き入れ(ビニール袋など)を必ず持参してください。

第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。	平成22年8月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
-------	--------------------	--

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、平成23年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 薬剤師及び児童自立支援専門員については、所定の時期までに免許又は資格を取得しなかった場合は、採用されません。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
行政事務、学校事務、警察事務、総合土木、建築、農業、林業、水産、化学、児童自立支援専門員	行政職給料表 1級25号給 172,940円
鑑識（機械）	研究職給料表 1級25号給 177,660円
薬剤師	医療職給料表(□)2級1号給 178,966円

ただし、平成22年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）等の規定に基づき、前記給料月額のうち0.5%が減額されています。

8 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民課（東予、中予及び南予）及び支局総務県民室（今治及び八幡浜）、愛媛県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館内 電話（03）5212-9071）、愛媛県大阪事務所（大阪市西区江戸堀一丁目9番1号肥後橋センタービル内 電話（06）6441-2829）等で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「上級請求」と朱書し、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「上級申込み」と朱書し、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が6月21日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次試験不合格者	試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名）	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次試験受験者	第 1 次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第 2 次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第 2 次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から1週間	

## 別表（4関係）

## 専 門 試 験 の 出 題 分 野

試 験 区 分	出 題 分 野
行 政 事 務 学 校 事 務 警 察 事 務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経営学、社会政策、国際関係
総 合 土 木	数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、農業水利、土地改良、農業造構、材料・施工
建 築	数学、物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林 業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
水 産	水産事情、水産経済、水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
化 学	数学、物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学
薬 剤 師	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化学、生薬学、薬理学
児 童 自 立 支 援 専 門 員	社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、社会心理学、一般心理学、社会調査
鑑 識（機 械）	数学、物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作